

令和6年4月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の
全部を改正する件等について（情報提供）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、厚生労働省より、介護
予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を別添のとおり
改正し、令和6年4月1日から適用する連絡があった旨の情報提供です。（別添 1）

介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険法施行令で定める額（以下「原則
の上限額」という。）の範囲内で行うこととされていますが、厚生労働大臣が定める事由
（以下「上限額告示」という。）により、当該年度の要する費用の額が原則の上限額を超え
る場合は、当該事由により増加する額として、厚生労働大臣が認める額を原則の上限額に加
算することとしています。

今般、上限額告示第5号の規定に基づき、厚生労働省老健局長が定める事由が別添のとおり
定められ、令和6年4月1日から適用される旨の通知が厚生労働省より各都道府県・市町
村介護保険主管部（局）宛に発出されました。（別添 2）

また、厚生労働省の平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送における法的取扱いにつ
いて」の廃止に伴い、令和6年2月29日付け「道路運送法における許可又は登録を要しな
い運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号）が発出された
こと等を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策
との関係等についても整理が行われています。（別添 3）

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお
願い申し上げます。

**※ 別添1・2・3は容量が大きいため、下記の厚生労働省・介護保険最新情報掲載ページ
よりダウンロードをお願いします。**

記



(添付資料)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

・別添1：介護保険最新情報 Vol. 1242

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件
(令 6.3.29 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

・別添2：介護保険最新情報 Vol. 1243

介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に
基づき厚生労働省老健局長が定める事由について、令和6年度以降における地域支援事業交付金に
係る介護保険法施行令第37条の13第5項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて
(令 6.3.29 老発 0329 第18号 厚生労働省老健局長通知)

・別添3：介護保険最新情報 Vol. 1244

介護輸送に係る法的取扱いについて、介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に
係る交通施策との関係等について（周知）
(令 6.3.29 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

〈担当〉 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737